

2020年度「京都新聞愛の奨学金」

1 申請書様式について

事務室まで取りに来る又は、ホームページより印刷してください。

2 申請の手順

(1)事務室等で申請書様式を入手又はホームページより印刷し、必要事項を記入する。

↓

(2)「学校生活所見書」の作成を担当に依頼する。

(3)「成績証明書」の発行を桂高校事務室 又は 出身中学校に申し込む。

※第1学年の生徒については、高校ではなく出身中学校へ中学3年最終分の「成績証明書」の発行を依頼してください。

↓

(4)申請書類一式を自分で申請（郵送）する。

※ 5月28日(木) 京都新聞社会福祉事業団 必着
(郵送先の住所等は要項で確認してください。)

※ 申請は学校経由ではなく、各個人で行ってください。

「学校生活所見書」や「成績証明書」の作成・発行には時間を要します。申請を希望する場合は、日数に余裕をもって、速やかに手続きを行うようにしてください。

2020年度 「京都新聞愛の奨学金」 申請要項

①一般の部 ②交通遺児の部

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

経済的な支援が必要な向学心のある高校生、大学生、専門学校生らを支援する「京都新聞愛の奨学金」の申請を受け付けます。

この「愛の奨学金」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を含む、さまざまな事情で学費の捻出が困難な高校生、大学生、専門学校生らが安心して勉強できるように応援します。

京都新聞社会福祉事業団に寄せられた、京都新聞紙面に掲載の「誕生日おめでとう」コーナーへの寄付金をはじめ、交通遺児を含めた奨学金事業協賛寄付金など、多くの方々の善意をもとに返済不要の奨学金を支給します。

① 一般の部

家計が困窮し、学費や教材費などの教育費用の捻出が困難と認められる高校、高専、大学、短大、専修学校などの生徒・学生に支給します。東日本大震災で被災し、京都府・滋賀県内で避難生活をしている生徒・学生も含みます。

② 交通遺児の部

交通遺児のために寄せられた指定寄付金などを原資にした奨学金です。家計を支える方を亡くした交通遺児が対象で、一般の部とは別の基準で高校、高専、大学、短大、専修学校などの生徒・学生に支給します。

[対象]一般の部、交通遺児の部ともに下記の項目をすべて満たす生徒・学生

- ① 京都府・滋賀県内に在住、生活の本拠地がある
- ② 学校教育法による学校（高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、各種専修学校、定時制、通信制、特別支援学校など）に在籍している
- ③ 経済的理由から愛の奨学金を必要とする

[奨学金贈呈額]（返済不要）

○高等学校、高等専門学校1～3年、専修学校高等課程※定時制、通信制、特別支援学校を含む
年額 90,000円（月額7,500円×12カ月）

○大学、短期大学、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程]
年額180,000円（月額15,000円×12カ月）

[募集期間]

2020年4月22日(水)～5月28日(木)必着

(表面から続く)

[選考について]

京都新聞愛の奨学金選考委員会で決定します。経済状況、学業、作文などの提出書類をもとに総合的に判断します。

[選考結果]

6月下旬に本人（申請者全員）に郵便で通知します。

[贈呈について]

決定後、規定の金額1年分（2020年4月1日～2021年3月31日）をまとめて直接本人に贈呈します。贈呈式を予定しています。

[報告について]

奨学金活用についての報告書（所定用紙）を2021年3月に提出してもらいます。

[申請書類について]

申請書類は返却できません。提出された個人情報、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理します。

[その他]

- ・これまでに愛の奨学金の受給した方も申請できますが、年度ごとに選考しており、継続して受給できないこともあります。
- ・他機関・団体の奨学金を受給中の方やこれから手続きされる方も申請できますが、受給・申請先の奨学金が併用可能かどうか確認をしてください。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、贈呈時期や支給方法などが変更になる場合は、通知の際の郵便などでお知らせします。

《申請方法》

所定用紙に申請者本人が記入（一部、保護者等記入）し、次の「申請書類および添付（提出）書類」を確認のうえ、申請書と必要書類を添えて申請（郵送）してください。

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル京都新聞社内
（公財）京都新聞社会福祉事業団「愛の奨学金」係
TEL075-241-6186 FAX075-222-2515
（土、日祝日を除く 午前9時半～午後5時半）

○問い合わせは、氏名、連絡先の電話番号を明記して、
Eメール kyoto-np-sww@mud.biglobe.ne.jp でお願います。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、当事業団の受付業務を縮小しているため、問い合わせはメールでお願いします。すぐに返答ができない場合がありますのでご了承ください。

[申請書類および添付(提出)書類]

申請書①② (生徒・学生が記入)

申請書③ ※生活を支えている人(保護者、学費負担者等)が記入。諸事情で記入できない場合は、生徒・学生本人の記入も可。

[生活を支えている人の所得・収入欄(各種証明書を④に添付)]

生活を支えている人(保護者、学費負担者等)の所得や年金、児童扶養手当等を記入してください。両親ともに収入がある場合は、合計額を記入してください。養育費等もあれば記入してください。

《添付(提出)書類について》

(1)2019年1月~12月の所得が証明できるもの

○勤務先発行の「源泉徴収票」(コピー可)、もしくは「確定申告書(第1表、第2表の2枚)」の写し(税務署受け付け印があるもの)を添付してください。

※中途就職・退職の場合は、前後の収入がわかる証明も添付

○生活を支えている人、または両親のどちらか1人が無収入の場合(専業主婦など)は「非課税証明書」を添付してください。

○その他(上記の証明がない場合は、勤務先発行の給与明細書など収入がわかるもの)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響などで、離職や倒産などにより家計が急変して申請される場合は、申請書②の奨学金が必要な理由欄に詳細を記入し、家計急変が確認できる離職証明書や雇用保険受給資格者証など、もしくは家計急変がわかる減少前と後の給与明細書(直近3カ月)などを上記の書類とは別に添付してください。

※後日に「市・府民税課税証明書(全項目証明)」の提出を求めることもあります。

(2)給与、事業所得以外の収入が証明できるもの(該当者のみ)

○児童扶養手当を受給している人⇒受給額がわかる児童扶養手当証書などのコピー

○生活保護を受給している人⇒受給額がわかる生活保護開始(変更)通知などのコピー

○公的年金を受給している人⇒受給額がわかる年金振込通知書などのコピー

作文⑤(所定用紙) ※2つのテーマに添って記入してください。

学校生活所見書⑥(高校生のみ。所定用紙に担任の先生に記入してもらってください)

成績証明書 ※成績証明書は封緘のうえ添付してください

○高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程の方は、前年度の学年(1年分)の成績表を添付してください。

○大学、短期大学、専修学校専門課程の方は、通年分の成績表(入学時から記載されているもの)を添付してください。

※高校1年生は中学3年最終、大学・専門学校1年次の方は高校3年最終の成績表を出身学校で発行してもらってください。

交通遺児の部は、交通事故証明書や民生委員による証明書など交通遺児であることを証明する書類を添付してください。